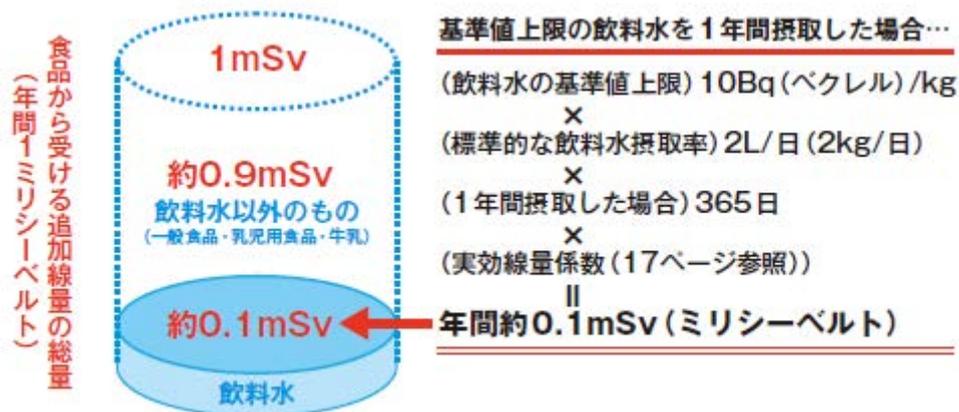


QA12 食品中の放射性物質の基準値は、どのように決められたのですか。

基準値は、食品から追加的に受ける放射線の総量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにとの考えの下に、4つの食品区分で設定されています。

飲料水は、全ての人が毎日摂取するもので代替ができず、その摂取量も大きく、WHO（世界保健機関）が飲料水中の放射性物質の指標値（ガイダンスレベル）を示していることから、これと同じ値である 10 ベクレル/kg としました。

この飲料水の基準値に、標準的な WHO の飲料水摂取率（2 リットル/日）を勘案すると、飲料水から追加的に受ける放射線量は年間約 0.1 ミリシーベルトと計算されます。



飲料水以外のものについては、「一般食品」、「乳児用食品」、「牛乳」に分けています。また、これらの食品から追加的に受ける年間放射線量が年間 1 ミリシーベルトの基準から、飲料水による線量（約 0.1 ミリシーベルト/年）を差し引いた約 0.9 ミリシーベルトを超えないように設定しました。なお、加工食品も含む一つの区分として「一般食品」としたのは、

- ① 個人の食習慣の違い（ご飯好き、パン好き、肉好き、野菜好き等、摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすること、
- ② 消費者にとって分かりやすいこと、
- ③ 食品の国際規格・基準を策定するコーデックス委員会等の国際的な考え方と整合すること

を考慮したためです。

年齢や性別の違いによる食品の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮して食品中の放射性物質の限度値を割り出し、その中で最も厳しい限度値から、一般食品の基準値「100 ベクレル/kg」を決定しました。

なお、食品中の放射性物質に関する基準値は、一般的な食生活の中で、基準値上限の放

放射性物質を含む食品を食べ続けた場合でも、健康に影響を及ぼさない状況を想定して設定しています。流通している食品の放射性物質は基準値上限よりも少なくなっていますので、実際に食品から追加的に受ける放射線量はずっと小さい値となっています。

※ この値を超過した場合には、飲用不適という意味ではなく、原因調査のきっかけとなる数字です。

■海外における食品中の放射性物質に関する指標（ベクレル/kg）

| 核種 | 日本 | コーデックス | EU | 米国 |
|-------------------|---|---------------------------|---|-------------|
| 放射性セシウム | 飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100 | 乳児用食品 1,000 一般食品 1,000 | 飲料水 1,000 乳製品 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250 | 全ての食品 1,200 |
| 追加線量の上限設定値 | 1ミリシーベルト | 1ミリシーベルト | 1ミリシーベルト | 5ミリシーベルト |
| 放射性物質を含む食品の割合の仮定値 | 50% | 10% | 10% | 30% |

※：基準値は食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定等の影響を考慮してありますので、数値だけを比べることはできません。コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1ミリシーベルト/年と設定しています。日本は放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること、年齢・性別毎の食品摂取量を考慮していること、放射性セシウム以外の核種の影響も考慮して放射性セシウムを代表として基準値を設定していることから、基準値の数値が小さくなっています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 68ページ「食品区分について【参考】」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成26年3月31日（第8版による）

改訂日：平成28年3月31日